

【1994年2月16日】健康保険制度等の改正案について（諮問書、要綱）

医療保険審議会

平成6年2月16日

医療保険審議会

会長 宮澤 健一 殿

厚生大臣 大内 啓伍

諮問書

健康保険制度等を別添要綱のとおり改正することについて、健康保険法第1条ノ2、船員保険法第2条ノ3及び国民健康保険法第4条の2の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

健康保険制度等の改正案要綱

第1 改正の趣旨

医療保険制度を通じ、国民の多様なニーズに応じながら、良質かつ適切な医療を効率的かつ安定的に提供していくため、保険給付の範囲・内容等を見直し、療養の給付に係る規定の整備、訪問看護療養費及び入院時食事療養費の創設、出産育児一時金の創設、その他所要の改正を行うものであること。

第2 健康保険制度の改正

1. 「療養の給付」に関する事項

(1) 看護・介護に係る給付の見直し

保険医療機関における看護・介護サービスを充実し、保険外負担の中核をなす付添看護・介護を解消するため、看護・介護に係る給付は、保険者が直接行うものとする旧来の規定を改め、療養の給付として保険医療機関から受けるものと法文上明確に位置付けること。

(2) 在宅医療の推進

在宅医療の推進を図るため、療養の給付として居宅における療養上の管理及び看護を法文上明確に位置付けること。

(3) 入院時の食事に係る給付の見直し

入院時の食事サービスの質の向上及び入院と在宅との負担の公平を図るため、入院時の食事に係る給付の方式を改め、新たに入院時食事療養費の支給制度を設けること。

(4) 移送の現金給付化

患者移送の実態等に鑑み、移送に係る給付は、療養の給付として保険者が行うという旧来の規定を改め、移送費または家族移送費という現金給付に改めること。

2. 付添看護・介護に係る療養費に関する事項

付添看護・介護を、平成7年度末をもって解消するため、現行の付添看護・介護に係る療養費は、平成7年度末までの間（計画的に移行していることなど、厚生大臣の定める要件に該当するものとして都道府県知事の承認を得た医療機関における付添看護・介護については、平成8年度以後厚生大臣の定める日までの間）に限り、支給できるものとする。

3. 訪問看護制度に関する事項

(1) 在宅医療を推進するため、難病患者や末期ガン患者等の在宅患者が、指定訪問看護事業者の看護婦等から訪問看護サービスを受けたときは、保険者は訪問看護療養費を支給すること。

(2) 訪問看護療養費の額は、訪問看護に要する平均的な費用を勘案して厚生大臣が中央社会保険医療協議会に諮問し定めるところにより算定した額の8割（厚生大臣の告示する日までの間は9割）に相当する額とすること。

また、被扶養者については、家族訪問看護療養費を支給することとし、その額は、算定額の7割に相当する額とすること。

(3) 保険者は、訪問看護療養費として支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、指定訪問看護事業者に対しその費用を支払うことができるものとする。

また、訪問看護事業者は、被保険者から利用料の支払を受けた場合には、領収証を交付しなければならないものとする。

(4) 都道府県知事は、申請者が地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、その他厚生大臣が定める者であって、厚生大臣が定める人員及び運営の基準に従って適正に訪問看護を提供できると認められるときに指定を行うこと。

また、指定老人訪問看護事業者の指定があるときは、別段の申請がなければ指定訪問看護事業者の指定があったものとみなすものとする。

(5) 指定訪問看護事業者は、厚生大臣が定める人員及び運営の基準を遵守しなければならないこと。厚生大臣は、当該基準を定めるときには、指定に係る訪問看護の取扱いに関する部分については中央社会保険医療協議会に、それ以外の部分については医療保険審議会に諮問するものとする。

また、指定訪問看護事業者は、船員保険法、国民健康保険法等の訪問看護を提供するものであること。

#### 4. 入院時食事療養費に関する事項

- (1) 被保険者が入院時に受けた食事の提供について、保険者は、入院時食事療養費を支給すること。
- (2) 入院時食事療養費の額は、入院時の食事に要する平均的な費用を勘案して、厚生大臣が中央社会保険医療協議会に諮問し定める基準により算定した額から、平均的な家計における食費を勘案して厚生大臣が告示で定める額(標準負担額)を控除した額とすること。
- (3) 所得の状況その他の事情を勘案して省令で定める低所得者(市町村民税非課税の者等)の標準負担額については、厚生大臣が別に告示で定める額とすること。
- (4) 厚生大臣は、平均的な家計における食費の状況が著しく変動したときには標準負担額を速やかに改定するものとする。こと。  
標準負担額については、総務庁の家計調査における1人当りの平均の食費の支出を勘案して平成6年度には1日800円とし、低所得者は1日660円とすること。  
この額を定めあるいは改定するときには、医療保険審議会に諮問すること。
- (5) 保険者は、入院時食事療養費として支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、保険医療機関等に対しその費用を支払うことができるものとする。こと。  
保険医療機関等は、被保険者から支払を受けた場合には、領収証を交付しなければならないこと。
- (6) 入院時の食事の提供は、省令の定めるところにより保険医療機関等が行うものとする。こと。
- (7) 入院時の食事に係る標準負担額は、高額療養費の支給の対象たる費用の負担には、含まれないものとする。こと。
- (8) 被扶養者が入院時に受けた食事の提供については家族療養費としてその費用を支給すること。その場合の標準負担額その他については上記の被保険者に係る入院時食事療養費に準じるものとする。こと。

#### 5. 現金給付に関する事項

##### (1) 移送費・家族移送費の支給

被保険者が療養の給付などの保険診療を受けるため移送されたときには、保険者は、必要であると認められる場合について、省令で定めるところによって算定した額を移送費として支給すること。また、被扶養者が移送された場合には、家族移送費を支給すること。

##### (2) 出産育児一時金・配偶者出産育児一時金の支給

子供が健やかに生まれ育つための環境づくりという観点から、被保険者が分娩したときには、現行の分娩費と育児手当金を包括化し、出産育児一時金として政令で定める額（30万円）を支給すること。また、被扶養者である配偶者が分娩したときには、同様に配偶者出産育児一時金を支給すること。

(3) 被扶養者がいない被保険者が入院した際の傷病手当金及び出産手当金の額の算定に関し、その減額措置（標準報酬日額の6割を4割に減額）を廃止すること。

## 6. 保険者の保健福祉事業に関する事項

(1) 人間ドック等の健康診査や健康づくり活動等の健康の保持増進のための事業については、疾病予防や健康管理の重要性に鑑み、保険者はその実施に努めるべきものとする。

(2) 上記のほか、保険者が実施し得る事業として、療養資金の貸付等の現行の事業に加え、在宅療養に必要な用具の貸付等の療養環境の向上のための事業を加えること。

## 7. 標準報酬に関する事項

標準報酬月額の下限を92,000円（現行80,000円）とすること。

## 8. 保険料に関する事項

育児休業期間中の保険料については、その負担軽減を図るため、申請により被保険者分を免除するものとする。

## 9. 国の負担に関する事項

政府管掌健康保険事業の入院時食事療養費、訪問看護療養費等に要する費用については、国庫は療養の給付に係る補助と同様の補助を行うものとする。

## 10. 健康保険法第69条の7の規定による被保険者に関する事項

(1) 労働時間の短縮に伴い、療養の給付等の受給要件を改め、前2月間に通算して26日分（現行28日分）以上の保険料が納付されているものとする。

(2) 療養の給付、付添看護・介護に係る療養費、訪問看護療養費、入院時食事療養費、現金給付及び国の負担に関する事項について、一般の被保険者と同様の改正を行うこと。

## 11. その他の事項

その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第3 船員保険制度の改正

### 1. 健康保険制度の改正に準じた改正

療養の給付、付添看護・介護に係る療養費、訪問看護療養費、入院時食事療養費、現金給付、保険者の福祉事業、標準報酬及び保険料に関する事項につき、船員保険の特性に対応しつつ、健康保険制度の改正に準じた改正を行うこと。

## 2. 遺族年金（災害補償）に関する事項

遺族の範囲に含まれる子等の年齢を18歳の年度末までとし、遺族年金及びその加給金の対象者を拡大すること。

## 第4 国民健康保険制度の改正

### 1. 健康保険制度の改正に準じた改正

療養の給付、付添看護・介護に係る療養費、訪問看護療養費、入院時食事療養費、現金給付及び保険者の保健事業等に関する事項につき、健康保険制度の改正に準じた改正を行うこと。

これに伴い、入院時食事療養費、訪問看護療養費等に要する費用については国の負担又は補助の対象とすること。

### 2. 国民健康保険医、国民健康保険薬剤師及び療養取扱機関等に関する事項

規制緩和等の観点から、国民健康保険医、国民健康保険薬剤師、療養取扱機関及び特定承認療養取扱機関の制度を廃止し、健康保険法に規定する保険医等及び保険医療機関等において国民健康保険の療養の給付等を担当するものとする。

### 3. 被保険者に関する事項

特別養護老人ホーム、児童福祉施設等の社会福祉施設への入所措置が採られたことにより当該施設所在地の市町村に転入してきた者については、当該措置が採られた際の住所地の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

## 第5 施行期日等

1. 制度の改正は、平成6年10月1日から施行すること。ただし、第2の10の健康保険法第69条の7の規定による被保険者の受給要件は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から、第2の6の保険者の保健福祉事業、第2の8の育児休業期間中の保険料免除、第3の2の遺族年金等の対象の拡大、第4の3の社会福祉施設入所者に対する国民健康保険の被保険者資格の特例については、平成7年4月1日から施行すること。

2. 国家公務員等共済組合法等各種共済組合法に関し、療養の給付、付添看護・介護に係る療養費、訪問看護療養費、入院時食事療養費及び現金給付等に関する事項につき、健康

保険制度の改正に準じた改正を行うこと。

3. 老人保健法に関し、療養の給付、付添看護・介護に係る療養費、入院時食事療養費及び現金給付等に関する事項につき、健康保険制度等の改正に準じた改正を行うこと。

4. 結核予防法等公費負担医療各法に関し、療養の給付に相当する給付（看護・介護及び在宅医療に係るものに限る。）について、健康保険制度の改正に準じた改正を行うこと。

5. その他所要の改正を行うこと。

平成 6 年 2 月 16 日

医療保険審議会

会長 宮澤 健一 殿

厚生大臣 大内 啓伍

諮問書

船員保険制度（失業部門）を別添要綱のとおり改正することについて、船員保険法第 2 条ノ 3 の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

#### 船員保険制度（失業部門）の改正案要綱

#### 第 1 改正の趣旨

船員労働者の職業生活の円滑な継続の援助・促進、失業中の生活の安定及び再就職の促進を一層図るため、雇用保険制度の改正に準じ、雇用継続給付の創設、高齢求職者給付金の改善及び再就職手当の支給要件の改善等の改正を行うものであること。

#### 第 2 改正の概要

##### 1 雇用継続給付の創設

##### (1) 高齢雇用継続給付の創設

支給対象者及び支給要件

##### ア 高齢雇用継続基本給付金

55 歳以上 60 歳未満の被保険者であって、55 歳前から継続して同一の船舶所

有者に使用されている者及び再就職等により失業給付を受給することなく他の船舶所有者に使用されている者で、報酬が55歳到達時点の85%未満となった者（被保険者であった期間が5年以上ある者に限る。）に対して支給すること。

イ 高齡再就職給付金

55歳以上60歳未満の被保険者であって、失業して失業給付の支給を受けた後55歳以後の期間において新たに被保険者となった者で、報酬が55歳到達時点の85%未満となった者（被保険者であった期間が5年以上ある者に限る。）に対して支給すること。

支給期間

ア 高齡雇用継続基本給付金

60歳に達するまでとすること。

イ 高齡再就職給付金

失業給付の支給残日数が160日以上である場合は2年間、80日以上である場合は1年間とし、60歳に達した時に支給終了とすること。ただし、支給残日数が80日未満の場合は支給しないこと。

給付水準

各月に支払われた報酬に25%を乗じた額を支給すること。ただし、支払われた報酬と高齡雇用継続給付の合計額が、55歳到達時点の報酬の80%を超え85%未満である場合には、支払われた報酬の55歳到達時点の報酬に対する割合に応じて逡減する割合（25%～0%）を支払われた報酬に乗じた額を支給すること。

支給限度額等

各月に支払われた報酬と高齡雇用継続給付との合計額が厚生大臣が別に定める支給限度額を超える場合には、高齡雇用継続給付の額から当該超える額を減額して支給し、支払われた報酬が支給限度額を超える場合には、高齡雇用継続給付は支給しないこと。

また、算定した支給額が厚生大臣が別に定める額を超えないときは、支給額は0とすること。

(2) 育児休業給付の創設

支給対象者

ア 育児休業基本給付金

1歳未満の子を養育するため育児休業を取得した被保険者であって、被保険者であった期間が1年以上ある者に対して支給すること。

イ 育児休業者職場復帰促進給付金

育児休業基本給付金の受給権者が育児休業後6か月間被保険者として雇用された場合に支給すること。

給付水準

育児休業取得前の報酬に 25% を乗じた額を以下のように支給すること。

ア 育児休業基本給付金

育児休業取得前の報酬の 20% に相当する額を、毎月支給すること。

イ 育児休業者職場復帰促進給付金

育児休業取得前の報酬の 5% に相当する額に、育児休業の月数を乗じた額を支給すること。

支給限度額

休業中に支払われた報酬と育児休業基本給付金との合計額が育児休業取得前の報酬の 80% を超える場合には、育児休業基本給付金の額から当該超える額を減額して支給すること。

2 失業給付の改善等

(1) 55 歳到達時点の報酬を基礎とした失業保険金の算定 55 歳以降に失業した場合には、原則として 55 歳到達時点の報酬を基礎として失業保険金の日額を算定すること。

(2) 失業保険金の収入との調整に係る控除額の改正

自己の労働によって収入を得た場合の失業保険金の減額について、収入からの控除額（現行日額 1,000 円）を日額 1,300 円に引き上げるとともに、控除額を賃金水準の変動に応じて改定できるものとする。

(3) 給付制限の期間の改善

公共職業安定所長等の指示に従い職業の補導を受ける受給資格者については、当該補導を受ける日以降失業保険金を支給すること。

医療保険審議会議事概要

第 6 回総会（公開）

審議の概要

始めに、新任の委員の紹介があった。

次に、厚生大臣より「健康保険制度等の改正案」と「船員保険制度（失業部門）」の改正案について諮問されることとなり、諮問書が事務局から朗読された後、保険局長より改正案の説明があった。

次に、宮澤会長より、船員保険制度（失業部門）の改正案の取扱いについては、内容が船員保険制度固有のものであること及び雇用保険制度の改正に準じたものであることという理由から、医療保険審議会令第 5 条第 6 項並びに医療保険審議会運営規則第 7 条第 1 項

及び第 2 項の規定によって、審議を船員保険部会に付議してはどうかという提案があり、了承された。

次に、宮澤会長より、平成 6 年 4 月 1 日付で改正が予定されている船員保険の技能習得手当等の改正についても、同じく雇用保険制度の改正に準じて行われるということから、後日、社会保険庁長官から本審議会に諮問があった際には、諮問があり次第、審議を船員保険部会に付議してはどうかという提案があり、了承された。

最後に、宮澤会長より、引き続き全員懇談会に切り換えて諮問案の審議を行う旨の発言があり、会は閉会した。

(提出資料)

- ・健康保険制度等の改正案要綱(諮問書)
- ・船員保険制度(失業部門)の改正案要綱(諮問書)